

大阪民間社会福祉事業従事者共済会

運用財産積立金の設置及び管理について

(昭和43年 3月22日議決)

1. 積立金設置の目的

この積立金は、本会の会員に給付する一般給付金の資金、生活資金の貸付資金及び事業の運営資金等に充てるため、積立てることを目的とする。

2. 積立の方法

この積立金は、毎年度、予算の定めるところにより積立てる。

3. 積立金の管理

この積立金は、確実な銀行に預金し、または確実な信託会社に信託して、これを管理する。

この積立金より生じた果実は前号に準じて、当該積立金に繰入れる。

4. 積立金の繰出

第1号の資金について、必要が生じたときは、その限度において、理事会の議決を経て、これをこの積立金から夫々の予算へ繰出しするものとする。

5. この積立金の設置及び管理は、昭和49年4月1日よりこれを施行する。

6. 昭和42年10月30日開会の理事会において、議決にかかる第8号議案及び評議員会において議決にかかる第8号議案「財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会一般給付金等積立金の設置及び管理の件」は、これを廃止し、従前の一般給付金積立金は、この議決に基づく運用財産積立金とみなす。